

令和8年度当初予算編成方針

1 令和8年度当初予算編成方針

現在、本市の財政状況は、重大な局面を迎えている。構造改革に取り組み財政再建を果たすか、前例踏襲主義のまま事務事業の取捨選択の決断ができず、財政破綻を受け入れるか。

我々が選択するのは、当然、前者でなければならない。令和7年度財政調整基金期首残高が約3億2千万円と枯渇し、また、令和6年度決算における経常収支比率の速報値が101.2%と過去最悪となる危機的な状況にあっても、「市民のしあわせ」「元気な須賀川市」の実現に向けて、覚悟をもって財政健全化に取り組む責務がある。

現在の本市は、「あったらいいな」「できたらいいな」を実現する事務事業の遂行に投下する財政資源はない。

令和8年度当初予算編成は、まさに本市の命運を左右するものであることを念頭に置き、市民生活に大きく直結するサービス以外の大膽な廃止・休止の決断を行うとともに、あらゆる税外収入の確保・拡大に取り組み、職員一丸となって財政再建に向けた方向性を示すこと。

なお、本市の経営陣たる各部長は、本市が直面している危機的な財政状況と、本方針の趣旨を所属職員と十分に共有したうえで、予算要求を行うこと。

2 共通事項

(1) 行財政改革取組方針に対応した予算編成

行財政改革取組方針を念頭に置き、重点目標達成のために効果的な予算編成とすること。また、令和9年度までは集中改革期間であることに鑑み、集中改革プランの目標である「経常収支比率の改善」、「財政調整基金残高の確保」の達成に向けて、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、創意工

夫を図り、予算編成にあたること。

なお、具体的には次の点について留意すること。

ア 公共施設マネジメントの推進

市民生活に大きく直結する公共施設以外は、集中改革プランに基づく公共施設の統廃合を速やかに実行し、令和8年度当初予算への予算計上を行わないこと。

その他施設においても、令和9年度末までに廃止・縮小・統廃合を実行し、経常経費の削減を図り、残すべき施設への投資に振り向けること。

イ 事務事業の見直し

市民生活へ大きく直結する事務事業以外については、廃止・休止とすること。また、残すべき必要な事業についても漫然と前例踏襲することなく、コスト削減を図ること。

ウ 健全な財政運営の推進

使用料及び手数料については、集中改革プランに基づき、適正な受益者負担となるよう使用料及び手数料の適正化を図ること。また、既に改定を進めている使用料及び手数料については、改定後の金額で予算計上を行うこと。

補助金については、真に必要な事業に対して、必要な金額のみ交付するものとし、前例踏襲による補助金交付は認めないので注意すること。

エ 税外収入の確保・拡大

- ・未利用の土地及び施設、その他の公有財産の積極的な売却を行うこと。
- ・あらゆる公有財産についてネーミングライツを導入すること。
- ・広告事業や公有財産の民間貸し付けに取り組むこと。
- ・ふるさと納税及び企業版ふるさと納税による民間資金を獲得すること。
- ・クラウドファンディング等による民間資金を活用し、市の魅力を発信すること。

(2) 一件査定対象事業

一般財源が1千万円以上の事業及び人件費、公債費等については、枠外経費として財務部長が一件査定を行う。

なお、令和7年度当初予算をベースに実施した、市長プレ査定対象事業については、査定額を要求上限額として予算要求を行うこと。

(3) 部門別枠配分予算による編成

昨年度同様、部門別枠配分予算による編成を行うが、その対象を一般財源が1千万円未満の事業とする。また、枠配分額については、令和7年度当初予算の歳出一般財源総額から各部の経常的な一般財源の割合を求め、あらかじめ翌年度の歳入一般財源の見込額から枠外経費を除いた額に、その割合を乗じて各部ごとに算定する。よって、各部長においては、配分額の範囲内で最大の効果が得られるよう、予算の調整を行うこと。

なお、各部の配分額については、別途通知する。

(4) 第9次総合計画及び過疎地域持続的発展計画【後期計画】の推進

「住み続けたいまち」の実現に向けて、前例踏襲によることなく、市民生活に直結した分野に予算を重点配分すること。

また、令和8年度は、「過疎地域持続的発展計画【後期計画】」の初年度であることを踏まえ、過疎地域の指定を受けた2つの地域に係る予算においては、前期計画との継続性を十分考慮し、それぞれの地域資源を最大限に活用し、地域活力の向上を図り、持続可能な地域づくりを推進するとともに、当該地域が抱える課題解決のために、重点的かつ効果的な予算編成を行うこと。

3 予算要求基準

(1) 歳入に関する事項

歳入予算は、総計予算主義に基づき、当該年度に見込まれる全ての収入について計上するものとするが、各科目とも過大見積りを避け、適正な財源を

計上すること。なお、部門別枠配分予算に伴い、特定財源を過大に見積もるなどして枠内経費の不足額を補うような一般財源の振替は、一切認めない。

ア 市税については、全ての税目で現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体の的確な把握に努めるとともに、関係部署・機関との連携を図り、確実な収納を行い、滞納繰越額や不納欠損額の縮減を図るなど、収入の一層の確保に努めること。

イ 使用料及び手数料については、安易に前年度と同額を計上せず、改定に伴う影響やこれまでの実績、社会経済活動の状況を勘案しながら計上すること。

ウ 国県支出金については、国や県の動向等を注視し、補助金採択要件がある場合は、必要な手続きを確実に実施して特定財源の確保に努めること。

なお、当初予算において特定財源を見込んで予算化した事務事業の特定財源が不採択となった場合、一般財源での振替は認めない。

エ 地方債については、将来的な金利上昇及び後年度負担に伴う公債費の増大を考慮し、事業を厳選すること。なお、起債にあたっては、事前に適債性の確認を受けた場合のみ計上可能であるので注意すること。

(2) 歳出に関する事項

今回の予算編成は、一件査定と部門別枠配分のハイブリッド方式となるため、各部長が中心となり、市長プレ査定対象事業の要求上限額及び配分された一般財源の範囲内で効果的な予算を編成すること。

なお、年度間を通じて予測される全ての歳出をもれなく計上するものとし、適切な見込額を把握したうえで意図的に所要額を低く計上した場合によって生じた不足額については、補正予算での対応は行わない。

ア 燃料費や光熱水費については、昨年度実績などを踏まえ使用量等について精査のうえ、不足額が生じることの無いよう適切な見込額を計上すること。また、可能な限り数量調整による低減化を図ること。

イ 扶助費については、扶助及び措置の実態を把握し、国・県の制度によるものについては、対象範囲、金額等はその範囲内で行うこととし、過去の推移等を十分に精査し、対象者及び単価等の的確な把握を行い計上すること。

また、市単独扶助費については、原則として縮小・廃止とすること。

ウ 公共施設等個別施設計画において、統廃合又は整理の対象となっている施設に対しては、大規模改修等の新規投資は行わないこと。

エ 行財政改革取組方針に基づく集中改革期間であることを踏まえ、補助事業であっても市の継ぎ足し単独分があれば、例外なく休止、廃止、縮小など幅広く見直しを実施すること。

オ 補助金等については、真に必要な事業を厳選したうえで、必要な金額のみとし、前例踏襲による補助金交付は認めない。

カ 会計年度任用職員に係る人件費は、職場現況ヒアリングに基づき、人事課が予算要求するものとする。

(3)特別会計・公営企業会計

一般会計における一件査定と部門別枠配分のハイブリッド方式の導入を考慮し、特別会計及び公営企業会計においても、一般会計に準じて事業の取捨選択を厳しく行うこと。また、一般会計からの繰入金は最小限とする。

水道事業及び下水道事業会計については、未処分利益剰余金の水準を踏まえながら、一般会計と同一の基調とし、枠内予算から捻出する一般会計出資金及び補助金の範囲内で予算編成を行うとともに、基準内繰入を原則として、基準外繰入れについては、一切認めない。

(予算編成にあたっての留意事項)

1 本市の財政状況と今後の見通し

(1) 令和6年度決算状況について

令和6年度一般会計決算における実質収支は約13億4千万円で、前年度と比較し約2億1千万円増加している。この要因は、歳入において、地方税や普通交付税が増収となったほか、財政調整基金及び公共施設等整備基金から合わせて約14億円を繰入れたことによるものである。

しかし、急激な人件費の上昇や福祉サービス給付費の大幅な伸びによる扶助費の増大、金利上昇による公債費の伸びに加え、物価高騰に伴う、光熱水費や委託料などの経常経費の増加が影響し、令和6年度決算における経常収支比率の速報値は、過去最も高い水準であった昨年度を、さらに2.4ポイント上回る、101.2%という過去最悪の水準となっており、財政構造の硬直化が如実に顕れている。

(2) 今後の財政見通しについて

本市の財政は、経常経費の削減が急務であるが、民間の賃上げ基調を踏まえた急激な人件費の増加や金利上昇に伴う公債費の増、また、いわゆる団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を経て、さらに扶助費の増加が見込まれており、現在約51%を占める義務的経費が、さらに大きな割合を占めていくものと見込まれる。

そのほか、統廃合の進展がない公共施設の老朽化により、改修に要する財源確保が必要となるなど、課題が山積している。

基金については、多額の歳入一般財源不足が見込まれている中、財政調整基金の令和7年度期首残高が約3億2千万円、また、減債基金の令和7年度期末残高が約6百万円となる見込みであり、繰入余力がない状況となっている。

2 国の財政動向

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」における、地方自治体の財政運営に影響を与える主な事項は、次のとおりである。

○地方創生 2. 0 を推進し、人口規模が縮小する中でも経済成長を実現し、自然減や社会減といった人口減少に対応しながら、若者や女性に選ばれる魅力ある地方の実現を目指すとともに、地域の稼ぐ力を強化するため、付加価値創出型の新しい地方経済を創生することを目標としており、単独の自治体にとどまらず広域的な連携を図り戦略的に推進する。

○持続可能な国土形成に向け、各種サービス機能の集約拠点や地域生活圏の形成と国土全体の連結強化を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化・発展させる。また、地域交通の持続可能性、生産性、利便性の向上に向け、地域交通 DX を推進し、省力化推進、担い手確保、自動運転の普及・拡大等、地域交通のり・デザインを全面展開する。

○防災・減災、国土強靱化については、激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保する。

○地方公共団体が、持続可能な形で行政サービスを提供していくために、地方公共団体が連携して地域に必要な人材を確保・育成する取組や複数団体による広域的な公共施設の集約化・複合化や共同利用を進めるための取組を推進する。地方公共団体が行う公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進等や、地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等のための取組を進める。

○自治体 DX については、定量的効果を把握しつつ、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」を始めとするフロントヤード改革、基幹業務システムの統一・標準化を始めとするバックヤード改革に一体的に取り組み、システムやツールの共同調達・利用の取組を後押しする。

なお、地方公共団体が行う公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進等や、地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等のための取組を進めるとともに、地方の安定的な財政運営に必要なとなる一般財源の総額について、2025年度から2027年度の3年間において、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保して、地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとしており、今後も国の動向について注視する必要がある。